

第21回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 平成31(2019)年3月20日(水) 午後1時30分
場 所 大田原市役所 3階301・302会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

- (1) 議案第1号 農地法第3条第2項第5号に規定する「別段面積」の設定について
- (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 非農地証明願について
- (5) 議案第5号 農用地の買入協議に係る要請について
- (6) 議案第6号 農用地利用集積計画について
- (7) 議案第7号 農地中間管理事業について

5 出席委員(17名)(法律第27条第3項規定)

- | | |
|-------------|------------|
| 1 番 木村 光一 | 2 番 清水 眞理子 |
| 3 番 石崎 陽一 | 4 番 唐橋 洋子 |
| 5 番 小沼 伸枝 | 6 番 吉成 一 |
| 7 番 助川 悦夫 | 8 番 越沼 良 |
| 9 番 鈴木 賢一 | 10 番 相馬 和恵 |
| 11 番 細岡 則雄 | 12 番 高崎 真一 |
| 13 番 佐藤 長次 | 14 番 荒井 一夫 |
| 15 番 中山 知代子 | 16 番 阿見 芳 |
| 17 番 津久井 勝之 | |

6 欠席委員 なし

7 本委員会に出席した職員

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 事務局長 | 長谷川 淳 |
| (2) 農業振興係長 | 伊 藤 甲 文 |
| (3) 農地調整係長 | 田 上 建 二 |
| (4) 農地調整係主査 | 須 藤 義 尚 |
| (5) 農地調整係主事 | 長谷川 慎 弥 |
| (6) 農業公社事務局係長 | 小 林 正 尚 |
| (7) 農政課農政係主事 | 平 石 健 一 |

8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員憲章唱和（全委員）

事務局（長谷川 淳） それでは早速荒井会長のご挨拶からお願いします。

議長挨拶（荒井 一夫） <あいさつ>

議 長（荒井 一夫） 本日の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいまから第21回農業委員会総会を開会いたします。

議 長（荒井 一夫） 議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なし>

議 長（荒井 一夫） 異議なしと認め、議事録署名人には6番吉成委員、9番鈴木委員を指名いたします。会議の書記につきましては事務局の伊藤係長をお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条第2項第5号に規定する「別段面積」の設定について」を上程します。事務局からの説明をお願いします。

事務局（田上 建二） それでは、議案第1号「農地法第3条第2項第5号に規定する「別段面積」の設定について」説明いたします。農地の売買等による権利取得後の経営面積につきましては、原則として北海道は2ha、それ以外の都府県は50aに満たない場合には農地法第3条の許可をすることはできないことになっておりまして、これを一般的に下限面積要件といいます。平成21年10月施行の改正農地法によりまして、平均的経営規模が小さい地域、遊休農地面積が深刻な状況である場合などは、農業委員会がその地域の実情を考慮して50a以下の下限面積、別段面積を設定することができるようになっております。大田原市におきましては、平成25年2月の農業委員会総会で須賀川地区のみ50aを30aに設定し、平成25年4月1日より施行となっております。この別段面積の設定、修正の必要性については毎年検討することになっておりますが、検討資料は農林業センサスの結果を用いております。

<総会資料に基づき読み上げ。1～2ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について原案のとおり設定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号は原案のとおり設定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は10件あります。はじめに事務局からの説明をお願いします。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づき読み上げ。3~4ページ>

議長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。小沼委員。

現地調査担当委員 (小沼 伸枝) 去る3月15日現地調査班第4班及び事務局とともに現地調査を行いましたので、調査結果について報告いたします。

ただいまの農地法第3条の規定による許可申請10件について、地元推進委員および事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題ないと思われまます。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございますか。

<中山委員挙手>

議長 (荒井 一夫) はい、中山委員。

中山 知代子委員 申請番号7番ですが、借り人である法人の耕作農地や専従者について確認したいのでお願いします。

議長 (荒井 一夫) 事務局からお願いします。

事務局 (須藤 義尚) まず農地は田を83a持っておりまして、専従者は男性1名のみとなっております。

議長 (荒井 一夫) よろしいでしょうか。その他ございますか。

<木村委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 申請番号8番、9番、10番の案件が売買でいずれも100万円以上であります。それらの経緯について説明いただけますか。

議長 (荒井 一夫) 事務局でお願いします。

事務局 (須藤 義尚) まず、8番につきましては、市道用地買収に伴う代替地補償ということで、市の道路建設課が間に入りまして、価格等についてはそちらで協議して決定されたということでありまます。そのようなこともあるので、若干高めに出ているのかなと感じております。

9番、10番につきましては、土地の売買は相対で決まってくるころであり、例えば、買いたい方がどうしてもその土地を欲しいという場合は、価格は高くなりますし、どうしても売りたいということであれば、安くてもいいからということで価格は安くなるというのが一般的な考え

方であります。今回、高いもので150万円となっておりますが、価格については、事務局ではそこまで指導は出来ません。また、この案件について、この金額の聞き取りをしていませんので、経緯や理由についても把握はしていません。以上です。

議 長 (荒井 一夫) 続けて事務局どうぞ。

事務局 (田上 建二) 只今須藤が説明したとおりですが、8番については、市道交差点をラウンドアバウトにする改良工事に伴い農地が減ってしまうことに伴う市の補償によるものでございます。9番については、あくまで当事者同士での話し合いによるものですので、こちらとしてもタッチできない部分でありまして、なんとも言い難いところではあります。10番については、買う方が矢板市の方で花木を植えている方であります。今回購入する土地も花木が植えてある状況であり、この上物も含めての農地の金額であります。こちらでは、農地の部分と花木を分けてという話をしたのですが、実際分けられないということでこの金額になっております。

<木村委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) はい、木村委員。

木村 光一委員 今の説明で状況はわかりました。8番は私の近所なので、今後も耕作できることがわかりました。9番、10番は相対ということで農業委員会は阻止できないということでございますが、できるならば、周辺農家への配慮もやっていただければということで、農業委員会もできる範囲で指導いただければということで質問を終了いたします。

議 長 (荒井 一夫) その他ございますか。

<高崎委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 高崎委員。

高崎 真一委員 3番ですが、譲受人の住所が集合住宅であります。集合住宅で実際に農家を営めるのかということについてお聞きいたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局でお願いします。

事務局 (須藤 義尚) 確におっしゃるとおり、譲受人の住所が富士見で、農地は蛭田であります。譲受人の実家が蛭田にありまして、本人も資料のとおり耕作地をもっております。農機具も実家に置いてあり、再生協議会への書類も譲受人の名前で提出されており、譲受人のご主人も含め世帯としてしっかり営農されております。

議 長 (荒井 一夫) よろしいでしょうか。その他ございますか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは、質疑がないようですので、採決いたします。本議案について原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は8件あります。事務局から説明を願います。

事務局 (長谷川慎弥) <総会資料に基づいて読み上げ。5～12ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。小沼委員。

現地調査担当委員 (小沼 伸枝) 調査結果について報告します。ただいまの農地法第5条の規定による許可申請8件について地元推進委員と現地調査をしたところ、何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明及び現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は7件ございます。はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ。13～19ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。小沼委員。

現地調査担当委員 (小沼 伸枝) 調査結果について報告いたします。ただいまの非農地証明願7件について地元推進委員と現地調査をしたところ、申請地及び周辺の状況から見て、20年以上前から非農地であったもの、また、農地への復元が困難なものと推測しますので、何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局からの説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<清水委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 清水委員。

清水 眞理子委員 番号4番ですが、昭和58年に転用許可が出ており、農地ではなくなるので再度非農地証明を出す必要があるのでしょうか。

議 長 (荒井 一夫) 事務局からお願いします。

事務局 (須藤 義尚) 当時の転用目的は宅地でございますが、現況では家は建

っておらず、雑種地となっております。通常、転用許可を受けた場合ですと、その目的に沿って登記地目を変えていただくのですが、本件は転用目的通りに転用されておらず、そのまま手付かずの状況です。その場合、地目も目的通りに代わっていないことから、法務局での地目変更登記ができないことで、今回非農地証明願が出されたものであります。

議 長 (荒井 一夫) その他何かございますか。
<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は、原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第5号「農用地の買入協議に係る要請について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (長谷川慎弥) 議案第5号「農用地の買入協議に係る要請について」になります。制度について簡単に説明いたします。農業振興地域の農用地区域内の農地を譲渡した場合に、所得税や住民税の特別控除の特例措置が設けられております。農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画等により譲渡した場合には、800万円まで特別控除が認められております。また、買入協議といたしまして農地中間管理機構または農地利用集積円滑化団体による買入が特に必要と認められて譲渡した場合には、1500万円までの特別控除が認められております。

今回申し出がありました案件については、800万円の特別控除では税金がかかってしまうため、買入協議制度を活用して栃木県農業振興公社と農地の所有者が買入の協議を行いまして、一旦、県農業振興公社が買入をして、そのあと認定農業者や担い手に売り渡す方法をとりまして、1500万円の特別控除を受けようとするものでございます。

<総会資料に基づいて読み上げ、20ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (小林 正尚) <総会資料に基づいて一部読み上げ、21～36ページ>
農地所有者代理事業 計63件
農地売買等事業 計46件
農地中間管理機構特例事業 計12件

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第6号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第7号「農地中間管理事業について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (平石 健一) <総会資料に基づいて読み上げ、37～38ページ>
農用地利用集積計画 計4件
農用地利用配分計画 計4件

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第7号は原案のとおり承認することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたら願います。

<佐藤委員挙手>

議長 (荒井 一夫) はい、佐藤委員。

佐藤 長次委員 推進委員の総会傍聴ということで6回にわたり行われましたが、アンケートでの推進委員の意見がどのようなものであったか報告いただけますか。また、今後推進委員がどのような活動をするのかについて事

務局でどうお考えなのかについてお願いします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局からお願いします。

事務局 (長谷川 淳) まず、1点目の総会出席の際のアンケートについては、取りまとめたものが手元になく、今伊藤係長が事務室に戻って用意しておりますが、大まかに見まして地元案件があれば是非総会に出てみたいという回答が多くありました。事務局としましては、3条許可は推進委員さんに意見を聞いており、4条・5条許可、非農地証明は現地で推進委員さんと会うことになっております。それから公社を通しての中間管理事業は、案件があれば推進委員が総会に出てくるかどうかは、それぞれ推進委員さんの判断としています。ただ、案件の有無についてお知らせするのかを事務局で検討しているところです。実際には地元案件があれば総会に出てきて聞いていくことをしている方もいるとは思いますが、まめに来られるかどうかは何とも言えないところでもあります。

2点目の推進委員さんの活動についてであります。以前、市内全地区の農家意向調査を行っておりますが、昨年11月くらいに金田地区をモデル地区に設定しまして、今度はその調査結果を基に出し手の方を再度調査していただいて、農業をやめたい、農地を売りたい、貸したいと思っている人にもう少し突っ込んだ内容を聞いていただき、そのような農地がどこにあるか、そしてマッチング作業についても行うことを今進めております。なお、4月に推進委員会議を開催して、この出し手の調査について検討しているところです。

議 長 (荒井 一夫) ただ今、事務局でアンケート結果を配布いたしますので、少し時間を取りますので、目を通してください。

<事務局、アンケート結果配布>

議 長 (荒井 一夫) そろそろよろしいでしょうか。それでは、アンケート結果も含め、何かございますか。

<佐藤委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 佐藤委員。

佐藤 長次委員 アンケート結果については、事前に配布いただけるとよかったのかなと思います。この結果を見ますと一長一短なところがあると思います。やはり、推進委員さんによって心構えというか取り組み方に差があると思います。このデータを基に推進委員活動の検討課題に取り組んでいただければと思います。

議 長 (荒井 一夫) 他にございますか。

<木村委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 今佐藤委員から話が出ましたが、私も地元推進委員さんとのコラ

ボと言いますか、まだまだ私としても足りないなと感じております。おそらく、市全体でもこのような問題が少なからずあるかと思えます。アンケート結果がでましたが、制度理解や農地法理解などが私どもも含めまだまだという部分があると思えます。ですから、制度理解を深めることも含め、推進委員さんとの連携推進を確立していかなくてはなりません。今後、事務局さん、関係機関の協力を得てやっていければということをお願いします。

議長（荒井 一夫） ありがとうございます。それぞれに感じている部分はあると思えます。温度差の問題や意思の疎通がなかなかよく図られないなど課題は色々あります。モデル地区は手始めにということで金田地区にお願いしています。そのほか推進委員さんと農業委員の兼ね合いの部分で何かございますか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） よろしいでしょうか。アンケート結果についてはよく見ていただき、ゆっくりと検討いただければと思えます。

それでは、皆さん方からご意見等がないようですので、以上で第21回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時43分 閉 会